

2021年 7月13日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利様

兵庫県パート・ユニオンネットワーク
代表委員 塚原久雄
同 川面勉
同 山本三千子
神戸市中央区古湊通 1-2-5 DAIEI ビル 3F
TEL078-382-2116/FAX078-382-2124
(担当：事務局長 森口知子)

最低賃金改正決定に係る意見について

私たち兵庫県パート・ユニオンネットワークは、1991年、「パート110番」活動に取り組む兵庫県下の地区労、誰でも1人でも入れるユニオン、そして自治体の臨時・非常勤職員や嘱託職員らでつくる自治労兵庫県本部臨時・非常勤職員等評議会で結成された労働団体で、30年にわたって非正規労働者の地位と権利の向上のために活動を行っています。

2021年度の兵庫県最低賃金改定にあたって、「兵庫労働局一般公示第12号」に基づき下記のとおり意見表明します。

記

昨年、兵庫県の最低賃金はたった1円しか上がりませんでした。コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていません。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者には甚大な影響を与え続けています。そこで働く非正規労働者は、一番先に首を切られているのです。こんな時だからこそ最低賃金を上げて、時給を上げることがコロナ禍での生活と経済を守ることができると思います。

貴審議会におかれましては、意見書に述べています私たち兵庫県パート・ユニオンネットワークの組合員であり、非正規労働者として働いている者の生の声を真摯に受け止め、審議して下さるようお願いいたします。

1. 最低賃金をいますぐ1000円に引き上げること

自治労兵庫県本部臨時・非常勤職員等評議会 山本 三千子

市役所の事務補助として27年間勤務しています。公務職場は行財政改革の名のもと正規職員の新規採用が抑制され、臨時・非常勤等職員へと置き換えられ、消費生活相談員や学童指導員では約9割、図書館・学校給食・保育士・学校用務員などは半数を超えて基幹的・恒常業務を担っています。その6割以上が正規職員に準じた勤務時間で働いています。この実態をみると臨時・非常勤等職員は公共サービスの重要な担い手となっています。しかし、これらの職員は、地方公務員法・パ

ートタイム労働法・労働契約法のいずれからも適用除外とされ「法の谷間」に置かれ、処遇においても多くは年収 200 万円以下の「官製ワーキングプア」といわれる低い賃金のため正規職員との格差が深刻になっていました。

2017 年 5 月に地方公務員法と地方自治法の一部が改正され、2020 年 4 月から「会計年度任用職員制度」が施行されました。法改正の趣旨は、「処遇改善」・「正規職員との均等・均衡」であり、賃金や労働条件の見直しがありました。多くの臨時・非常勤等職員は時給から月給になり、昇給や経験加算もつくようになりました。しかし、給料表において上限を設け、昇給が抑えられ、初任給も高卒より低く、正規職員との均等・均衡からはかけ離れた内容となっています。

会計年度任用職員の給料表は正規との均等・均衡の観点から正規の給料表に準ずる自治体がほとんどです。当局は 2019 年 7 月の交渉で事務補助の初任給を 144, 100 円と提示をしてきました。時給換算（7 時間 45 分×21 日）すると 885 円です（当時の最低賃金は 871 円）。最低賃金が 10 月の改正により 899 円となり、給料表も人事院勧告を受けて 12 月議会により改正され 146, 100 円となりましたが時給換算すると 897 円です。当局は組合から最低賃金を下回っていると抗議するまで気づいていませんでした。その後の交渉により 147, 200 円まで上乘せしましたがそれでも時給換算 904 円にしかありません。

給料表があっても最低賃金ギリギリの初任給基準のため、本来の法改正の趣旨からもほど遠い状態です。結局のところ最低賃金によって私たちの給料も決定されるのです。給料は私たちの生活の糧です。健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、最低賃金今すぐ 1, 000 円を求めます。

2. 全国一律最低賃金にすること

姫路ユニオン 奥村 哲也

バブル崩壊後、企業は人件費削減を余儀なくされ、非正規労働者が増加しました。かつて、非正規労働者は自ら選択した働き方だと、盛んに宣伝されました。しかし実際は、やむをえず非正規労働者を選ぶ人が目立ちます。その結果、国内では格差の拡大が進み、21 世紀の日本で貧困問題が社会問題となっています。貧困問題を解決するためには最低賃金のテーマが重要なカギを握っています。日本の最低賃金は国際的に見ても低く、国連の勧告でも懸念を示されるような水準です。最低賃金制度は日本で働く人の賃金を底支えする重要な役割を果たすことが期待されており、最低賃金が低いままでは全体の賃金も上がりません。最低賃金は、働くすべての人の問題だと言えます。

また、最低賃金の地域間格差を減らしていくべきです。地域間格差を放置すると、賃金の低い地域から高い地域への人口流出が起これ、現在の人手不足に拍車がかかってくる可能性があります。人材確保のためにも、賃金の低い地域に対して、最低賃金の引き上げが必要になります。また、全国展開する店舗が増えると、商品価格の画一化が進みますが、時給が同じでは消費格差が発生します。その他、地方はガソリン代などの自動車関係の経費がかさみ、公共交通が発達した都市部と比べても最低生活費に大きな差があるとは思えません。

家族を支える正社員の賃金には、家族生活を支えることができる要素が盛り込まれていますが、非正規社員の賃金にはこうした生活保障の要素が含まれていません。家族の中に正社員がひとりもない世帯では、人間らしい生活をするのにふさわしい賃金が得られないということになります。かつては家計補助的な役割とされていた非正規労働者の収入が、実質上の生活賃金になっている現状では、フルタイム働けばそれだけで暮らせる賃金水準にすべきです。

経済的な心配なく暮らしていけるだけの賃金を確保するためには、最低賃金を 1500 円にすべきです。そして、需要を拡大し経済を活性化させ、事業機会を創出しましょう。

以 上